

沿岸広域振興局長告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年8月3日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 宮古岩泉線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市長根一丁目60番3地先から館合町125番5地先まで	新	m 43.7～10.8	m 81.0
	旧	19.4～10.8	81.0
宮古市山口第14地割84番1地先内	新	8.8～8.2	11.3
	旧	5.4～5.0	11.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成22年8月3日から同年9月3日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 重茂半島線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市重茂第1地割19番18地先から35番2地先まで	新	m 15.0～7.3	m 91.0
	旧	8.8～6.4	91.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成22年8月3日から同年9月3日まで